平成２４年（フ）第５６号
宮崎県日向市大字富高6435番地132
債務者　江藤　昌則
1　決定年月日時　平成24年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第６８号
宮崎県延岡市北浦町古江1221番地
債務者　工藤　三季
1　決定年月日時　平成24年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第７１号
宮崎県日向市大字財光寺554番地１
債務者　松本けさよ
1　決定年月日時　平成24年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第７２号
宮崎県日向市大王町４丁目55番地
債務者　田辺　裕美
1　決定年月日時　平成24年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第８２号
兵庫県宝塚市逆瀬台６丁目３番10号、前住所神戸市灘区篠原台21番５号　郡山方
債務者　岩本　静代
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第１８号
兵庫県南あわじ市広田広田924番地７　川向岡団地５号
債務者　気まぐれ姐こと　正治富士子
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２４年（フ）第３号
高知県宿毛市宇須々木25番地５
債務者　濵口　正子
1　決定年月日時　平成24年５月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２４年（フ）第２７号
佐賀県唐津市厳木町本山456番地２　本山市営住宅２号
債務者　渕上　猛充
1　決定年月日時　平成24年５月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２４年（フ）第１０９号
盛岡市上田２丁目17番９号　Ｍ’Ｓハウス105号、旧住所盛岡市みたけ２丁目10番29号コーポ山幸203号
債務者　高橋　一生
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第２５１号
千葉県松戸市栄町西５丁目1354番地の１
債務者　椎名　國夫
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第２６１号
千葉県野田市中根193―15　松葉ハイツ201、住民票上の住所千葉県野田市清水254番地の45
債務者　西山　真一
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第２６４号
千葉県松戸市紙敷1532番地、住民票上の住所千葉県松戸市稔台1059番地の１
債務者　鈴木くに子
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第２６６号
千葉県松戸市五香南２丁目23番地の４　しまハイツ202号
債務者　石原　明男
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第２６７号
茨城県取手市青柳468番地１　ディアス青柳A101
債務者　田口　久子（旧姓石原）
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第２７１号
千葉県柏市緑台18番地19　パークハイツＣ―203号
債務者　山本　康子
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第５２号
山口県周南市大字櫛ケ浜13番地の１
債務者　石光ひとみ
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２４年（フ）第１６号
山口県岩国市門前町２丁目37番２―303号
債務者　中村　惠子
1　決定年月日時　平成24年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
山口地方裁判所岩国支部